

雪害

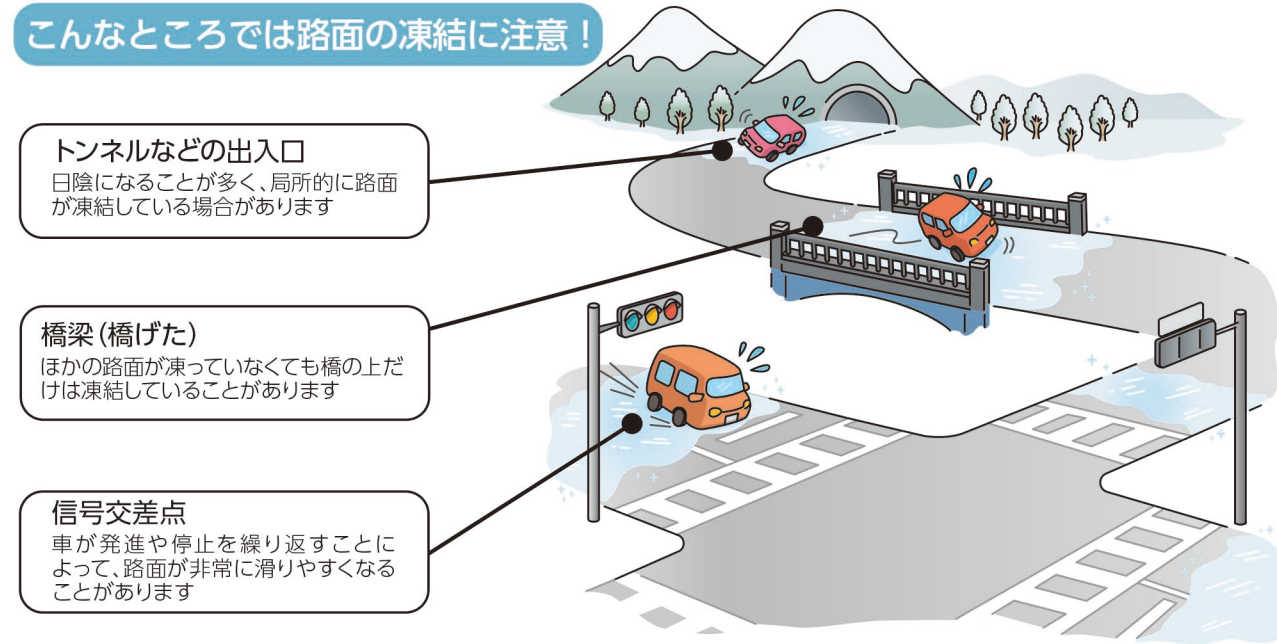
大雪災害

雪崩、除雪中の転落事故などの豪雪地帯特有の災害のほか、路面凍結などによる交通事故や歩行中の転倒事故など、豪雪地帯以外でも発生する災害もあります。雪害に遭わないためにも、雪に対する正しい知識を深めておくことが大切です。

車による雪道での注意点

降雪時、降雪後には路面の凍結や視程障害（吹雪などによる視界不良）による事故に注意が必要です。

こんなところでは路面の凍結に注意！



他には…

- スムーズに発進
マニュアル車なら2速で、オートマ車ならクリープ現象を利用して、やんわりと発進しましょう
- フットブレーキを多用しない
下り坂や交差点ではフットブレーキのみに頼らず、エンジンブレーキを活用しましょう
- カーブでのブレーキ
カーブ手前の直線のうちにブレーキングやシフトダウンを終わしましょう
- わだちのある道の運転
わだちに沿って走った方が車は安定します
- 降雪時・吹雪の運転
日中でもライトを点灯させ、溜まった雪はデフロスターを使って溶かしましょう

火災

初期消火について

火災を発見したら

ひとりで火を消そうとしたり、怖くなって黙って逃げたりすると、火災の被害が増大するおそれがあります。周囲の人と協力して、通報、初期消火、避難誘導などの役割分担をしましょう。危険を感じたら、すぐに避難しましょう。

1 早く知らせる

- 「火事だー」と大声を出して周囲の人に知らせる。声が出なかったら、手近にある洗面器や鍋などをカンカンと叩いて、大きな音を出す。
- 火災を発見した人は、消防（119番）に通報する。



2 早く消火する

- 燃えているところに近づきすぎず、適切な距離を保ち初期消火する。
- 「濡れた衣類をかける」「ふたをして消す」などではなく、適切な消火器具、消火設備を使う。

3 早く逃げる

- 火が天井に移ってしまったときや、危険を感じたときは、すみやかに避難する。
- 煙を吸いこまないようにハンカチやタオルなどで口と鼻をおおい、低い姿勢で煙の下を逃げる。
- 炎や煙の拡散を防止するため、閉められる戸を閉める。



火災

いのちを守る11のポイント

◆4つの習慣



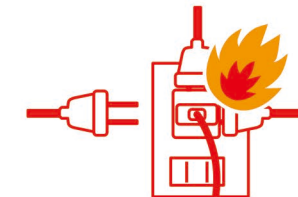
- 1 寝たばこは絶対にしない、させない



- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

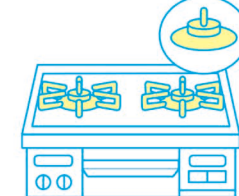


- 3 コンロを使うときは火のそばを離れない



- 4 コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

◆7つの対策



- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置のついた機器を使用する



- 2 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する



- 3 高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



- 4 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



- 5 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域の防火対策を行う



- 7 一定規模以上の揺れを感知すると、ブレーカーを自動的に落として、電気火災を防ぐ感震ブレーカーを設置する

消火器の使い方

消火器は、火災の起きている場所の近くまでは片手または両手で搬送し、消火に安全な場所、概ね7、8mまで近づきます。そこで操作をしないと運んでいる間に誤射し、火災現場に到着したときには、放射し終わってしまうこともあります。消火器が重く、片手で運べない人は、両手で抱えるように搬送し、障害物にぶつけないよう気をつけて運びます。

使い方手順

- 1 まず最初に黄色の安全ピンを引き抜きます。



- 2 次にホースを外し火元に向けます。



- 3 そしてレバーを強く握って放射します。消火器が重いときは、消火器を置いたままレバーを握って放射する方法もあります。



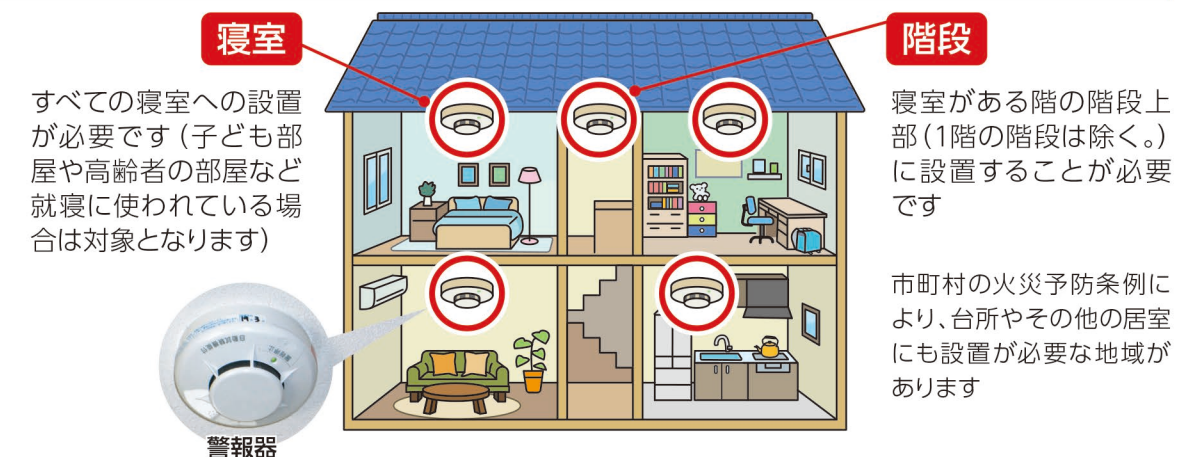
放射の際は、火の根元をねらって、手前からほうきで掃くように消火剤を放射して下さい。消火剤を効果的に放射するため、また、自分の身を守るために消火器は風上から放射します。室内においては、逃げ道を確保し、出入り口を背に放射します。放射時間や放射距離は、本体に必ず表示してありますので確認してください。



- ◆ ホースは、先端を持ちましょう。ホースの途中を持つとホースの圧力などからねらいが定まらず、的確な場所に放射できないおそれがあります。

住宅用火災警報器の設置義務化

家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に包含されていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。



寝室

階段

すべての寝室への設置が必要です（子ども部屋や高齢者の部屋など就寝に使われている場合は対象となります）

寝室がある階の階段上部（1階の階段は除く。）に設置することが必要です

市町村の火災予防条例により、台所やその他の居室にも設置が必要な地域があります



警報器